

## 施設使用料

(単位:円)

区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 5時まで	午後6時から 10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 10時まで	午前9時から 午後10時まで	
文化ホール	入場料を徴収しない場合及び入場料の最高額が500円以下の場合(以下「基本使用料」という。)	平日	7,800	14,100	15,600	21,900	29,700	37,500
		土・日・休日	9,300	16,900	18,800	26,200	35,700	45,000
	入場料の最高額が500円を超え2,000円以下の場合	平日	15,600	28,200	31,200	43,800	59,400	75,000
		土・日・休日	18,600	33,800	37,600	52,400	71,400	90,000
	入場料の最高額が2,000円を超える場合	平日	23,400	42,300	46,800	65,700	89,100	112,500
		土・日・休日	27,900	50,700	56,400	78,600	107,100	135,000
コンベンションホール	基本使用料	平日	6,100	11,000	12,100	17,100	23,100	29,200
		土・日・休日	7,200	13,100	14,500	20,300	27,600	34,800
	入場料の最高額が500円を超え2,000円以下の場合	平日	12,200	22,000	24,200	34,200	46,200	58,400
		土・日・休日	14,400	26,200	29,000	40,600	55,200	69,600
	入場料の最高額が2,000円を超える場合	平日	18,300	33,000	36,300	51,300	69,300	87,600
		土・日・休日	21,600	39,300	43,500	60,900	82,800	104,400
付属施設使用料	文化ホール	区分	午前9時から正 午まで	午後1時から5 時まで	午後6時から10 時まで	午前9時から午 後5時まで	午後1時から10 時まで	午前9時から午 後10時まで
		ホワイエ	4,700	5,000	6,000	9,700	11,000	15,700
		会議室・1	900	1,200	1,900	2,100	3,100	4,000
		会議室・2	1,300	1,700	2,700	3,000	4,400	5,700
		応接室・1	1,700	2,300	3,400	4,000	5,700	7,400
		応接室・2	1,100	1,500	2,300	2,600	3,800	4,900

(注)

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を収受したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 3 控室の使用料は、文化ホールの施設使用料に含まれるものとする。
- 4 利用時間には、準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 5 文化ホール又はコンベンションホールを専らリハーサル、練習又は準備のために利用する場合の使用料の額は、基本使用料の3割分の額とする。
- 6 利用時間の超過許可を受けた場合の1時間当たりの使用料の額は、この表による使用料の3割の額を加算した額とする。
- 7 ホール及び附属施設で冷暖房を使用する場合は、この表による使用料の7割(ホワイエについては、1時間2,000円)の額を加算する。
- 8 ホワイエ(バーコーナー)の使用料は、1日2,000円とする。
- 9 設備器具等の使用料は、文化ホールに係る設備器具等の使用については午前9時から正午まで、午後1時から5時まで、午後6時から10時までのそれぞれの区分ごとの使用をもって1回とし、コンベンションホールに係る設備器具等の使用については1日の使用を1回として算定する。